

# 氷見市営住宅入居申込案内

## 1 入居資格

公営住宅法に基づき、「国民が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低額な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ことを目的として建設されています。

したがって民営の賃貸アパート等とは異なり、入居申込にあたっては次の条件をすべて満たしていることが必要です。

### 入居者資格条件

#### 1. 現に住宅に困っていること。

住宅困窮理由を詳しく説明してください。建替えなどで一時的に入居したい場合等は、困窮者とは認めません。

#### 2. 入居予定者全員の合計収入が法律で定める収入基準以内であること。

入居する親族全員の所得証明書又は源泉徴収書で、裏面「収入基準の求め方」を参考に計算してください。

#### 3. 地方税（市県民税・国民健康保険税・固定資産税）を滞納していないこと。

納税証明書（非課税証明書）を入居の際提出することになります。

## 2 住宅団地

栄町、園、朝日丘の3団地

※家賃は入居者の収入及び住宅の便益等により、毎年度異なります。

## 3 入居規則

(1) 市営住宅には、いろいろな人がさまざまな生活をしております。共同生活のルールを守り、他の入居者の方に迷惑をかけることのないようにして下さい。

(2) 市営住宅には、入居者の利便の増進と共同生活の自主的な運営を図るため、入居者の自治組織として「自治会」があります。入居されますと、自治会員の一員となりますので、ごみ当番や草むしり等の活動にご協力下さい。また、駐車場は自治会で管理しています。車は1戸に1台しか駐車できませんので、その規則に従っていただき、住宅周囲の道路に駐車しないで下さい。（園市営住宅については、使用許可が必要となります。）

(3) 市営住宅で、犬や猫などのペット類を飼育することは禁止いたします。

(4) 市営住宅の柱や壁等に、釘や画鋲等を使用することは禁止いたします。

(5) 市営住宅を退去されるときは、次の入居者のためにきれいに掃除して下さい。障子の張替えや畳の表替えは入居期間が短くても行っていただきます。住宅検査でこれらが不十分な場合は、市で清掃及び修繕して代金を請求いたします。

(6) そのた、氷見市営住宅条例及び氷見市営住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示をお守り下さい。もし、違反されると市営住宅の明け渡し又は損害賠償の請求をいたします。

## 4 入居申込

別紙の「入居（待ち者）資格審査表」に必要事項を記入の上、申し込んでください。その際は簡単な面接審査を行いますので、必ず本人又は家族の方が窓口へ持参して下さい。

## 5 入居決定と入居許可

入居待ち者で公開抽選会（空き室が生じたら随時開催）を行い、入居者を決定します。「市営住宅入居申込書」に必要事項を記入の上申し込みし、入居決定通知が届いた日から7日以内に「市営住宅入居請書」に添付書類を添えて手続きをして下さい。書類審査後に入居許可と入居可能日を通知します。

## 6 入居時期

入居可能日から15日以内に入居して下さい。

## 7 敷 金

入居決定時の家賃の3ヵ月分です。退去時に返還しますが利子は付きません。なお、家賃の滞納があった場合や退去時の修繕費等に充当する場合があります。

お問合せ先	〒935-8686 氷見市丸の内1番1号 氷見市役所（別館2階） 建設部都市計画課 企画管理担当 電話(0766)74-8075（直通）
-------	---

## 収入基準の求め方

市営住宅の入居資格の収入基準及び家賃は、法律で定められた計算方法で求められる「政令月収」により判定されます。

### 1 収入基準の計算

入居予定者全員の前年における所得税法に基づき算出した所得金額の合計から各控除（同居親族、老人控除、寡婦控除等）を引いた額を12ヵ月で除した額

$$\text{収入基準（政令月収）} = \frac{\text{年間所得金額} - \text{諸控除額}}{12 \text{ヵ月}}$$

※年間所得金額とは

給与所得者の場合 = (給与総収入金額 - 給与総所得控除額)

事業所得者の場合 = (事業総収入金額 - 事業必要経費)

年金所得者の場合 = (年金等総収入金額 - 公的年金等控除額)

必要書類

①前年に勤務先を退職して現在無職の方は、退職日の記載がある源泉徴収書と民生委員が証明する無職無収入証明書

②今年で勤務先を退職して現在無職の方は、源泉徴収書と退職証明書と民生委員が証明する無職無収入証明書

③前年に転職された場合は、退職日の記載がある源泉徴収書と現在の勤務先の給与支払証明書

④今年で転職された場合は、現在の源泉徴収書と勤務先の給与支払証明書

⑤無職の場合は非課税証明書

※諸控除額とは

控除の種類		控除額	備考
基本控除	①同居親族控除	申込者を除く同居者全員	380,000円
	②同居者以外の扶養親族控除	同居親族以外で所得税の扶養控除を受けている親族（県外の大学生等）	
扶養	③老人扶養親族控除	控対象又は扶養親族で70才以上の方	100,000円
	④特定扶養親族控除	扶養親族で16才以上23才未満の方	200,000円
障害	⑤障害者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者の方で身体障害者等の方	270,000円
	⑥特別障害者控除	⑤のうち重度の障害の方	400,000円
本人該当	⑦寡婦控除	所得がある方のうち寡婦又は寡夫の方で⑦に該当しない方	270,000円
	⑧寡夫控除		

控除額欄の金額に、該当する人数を乗じて算定します。

①の控除は、同居親族がある方すべてが対象になります。

②～⑧の控除は、該当する方がいる場合のみ対象になります。

### 2 収入基準の判定

本来階層にあって政令月収が158,000円以下、裁量階層にあっては214,000円以下であること。

裁量階層とは入居者及び同居者のいずれもが60才以上又は18才未満からなる世帯、同居者に小学校就学前の者がいる世帯及び入居者又は同居者に身体障害者（1～4級）・精神障害者（1～2級）・知的障害者がいる世帯です。

### 3 入居できる年間所得金額（源泉徴収票の給与所得控除後の金額）の早見表

（所得者が1名の場合の目安）

収入基準（政令月収）	申込者を除く同居親族の数				
	0人	1人	2人	3人	4人
本来階層 158,000円 以下では	1,895,999円 以下	2,275,999円 以下	2,655,999円 以下	3,035,999円 以下	3,415,999円 以下
裁量階層 214,000円 以下では	2,567,999円 以下	2,947,999円 以下	3,327,999円 以下	3,707,999円 以下	4,087,999円 以下